

議案第 1 号

関市附属機関設置条例の一部改正について

関市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

関市ふるさと応援交付金審査会を設置するため、この条例を定めようとする。

関市附属機関設置条例の一部を改正する条例

関市附属機関設置条例（平成２５年関市条例第６８号）の一部を次のように改正する。

別表市長の附属機関の表関市ソーシャルビジネス支援助成金審査会の項の次に次のように加える。

関市ふるさと応援交付金審査会	ふるさと応援交付金事業の認定に関し公正かつ適正な審査を実施し、その結果を市長に報告すること。	８人以内	(１) 公共的団体等の推薦による者 (２) 学識経験を有する者 (３) 市職員
----------------	--	------	---

附 則

(施行期日)

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。
- (関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- ２ 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和４２年関市条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

ソーシャルビジネス支援助成金 審査会委員	日額	6, 500
-------------------------	----	--------

」

「

ソーシャルビジネス支援助成金 審査会委員	日額	6, 500
ふるさと応援交付金審査会委員	日額	6, 500

」

改める。